

入札心得（郵便入札用）

1 入札の条件

- (1) 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、入札書を郵送する前に見積金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、いわき市財務規則（昭和44年3月31日いわき市規則第17号）（以下「規則」という。）第115条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては、開札後に還付する。
- (2) 郵便入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書及び図面等に疑義があるときは、公告に定めるところにより質問することができる。
- (3) 開札は、指定した日時、場所において執行する。
- (4) 入札書に記載する日付は、開札日とする。
- (5) 郵便入札参加者は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の8第3項の規定により、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 郵便入札参加者は、入札書の郵送後においても、開札までの間は、別に定める入札辞退届を入札を担当する課等に直接持参して提出したときは、当該入札を辞退することができる。
- (7) 郵便入札参加者が1者になったときは、当該入札を中止することがある。
- (8) 郵便入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、開札を延期又は中止することがある。
- (9) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (10) 次の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加資格を有しない者が行った入札
 - イ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないうで行った入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
 - カ 同一の郵便入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - キ 金額欄に「0円」と記載された入札
 - ク いわき市郵便入札実施要綱（令和3年3月2日制定）に違反して入札書を提出した入札
 - ケ 入札書に記載の物件名等と封筒に記載の物件名等が一致していない入札
 - コ 入札書を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
 - サ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
 - シ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - ス その他市長が指定した事項に違反した入札
- (11) 開札した場合において、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。
- (12) 最低制限価格を設定した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者で、なおかつ最低の入札をした者をもって落札者とする。
- (13) 再度の入札に付して落札者がいない場合には、当該入札を中止する。ただし、令第167条の2第1項第8号（下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業に係る入札にあっては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号）の規定に基づき、随意契約とすることがある。
- (14) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (15) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。
- (16) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 再度入札の辞退

- (1) 再度入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 再度入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 契約の条件

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決を要するものについては仮契約）を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。
- (3) 契約の保証

落札者は、契約の保証として契約代金額の10分の1以上の額の現金を納付するか又は担保及び保証として契約締結時までに次のいずれかの書類を提出するものとする。

ア 現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）を指定金融機関に納付し、交付を受けた領収証書

イ 契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を会計管理者又は会計管理者から委任を受けた出納員に提出し、交付を受けた領収証書

ウ 銀行又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書

エ 保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券

オ 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

ただし、規則第136条第6項の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- (4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、契約当事者双方が契約書に記名押印したときとする。

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで2者に減じて執行するものとする。
- (3) 落札者が、談合その他不正行為により、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受け当該命令が確定したときなどの場合は、請負金額の10分の2に相当する額を賠償金として請求することがある。
- (4) 入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約（仮契約）中であっても契約を解除することがある。
- (5) 談合情報を得たときの手続きに関しては、いわき市入札談合情報処理要綱（平成12年3月21日制定）を準用する。

5 その他

その他必要な事項は、その都度指示するものとする。